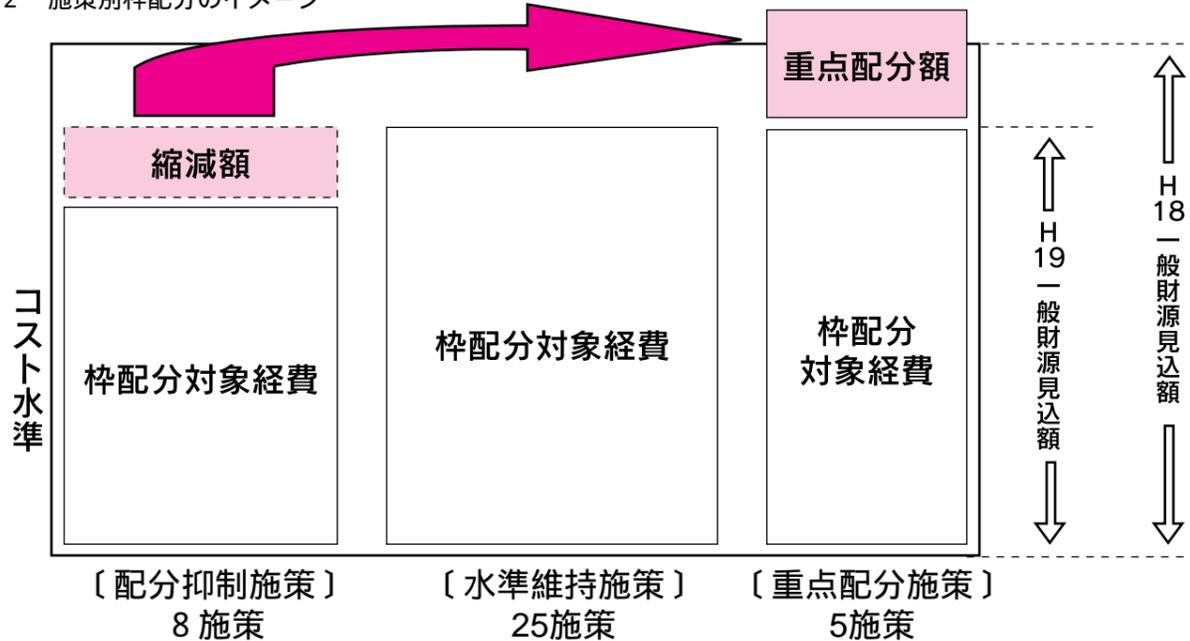


施策ごとの優先度評価の結果、平成19年度当初予算では、38の施策を5つの重点配分施策、25の水準維持施策、8つの配分抑制施策に分け、予算の傾斜配分を行いました。（図2）

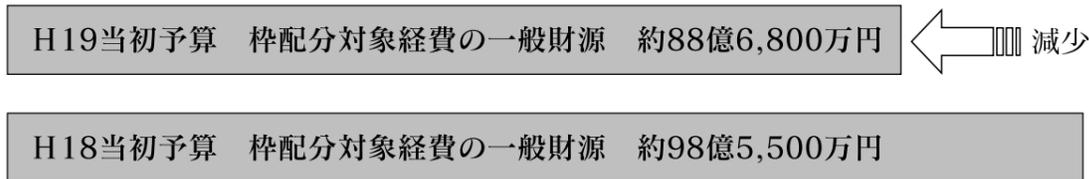
図2 施策別枠配分のイメージ



※枠配分対象経費とは、市の判断によって事業の取捨選択ができる経費のことです。

施策別枠配分予算導入の目指すもの

市の裁量で自由に使える一般財源が、前年度当初予算に比べて約9億8,700万円、率にして10%も減少する厳しい財政状況の中で、市民ニーズを反映した市の重点施策へ優先的に予算措置を行い、効率的・効果的な予算編成を目指します。



この予算編成の方法は、市としての重点施策に手厚く予算配分できるというメリットがある一方で、予算配分が少なくなる施策があるため、市民の皆さんに我慢をお願いすることも出てきます。

佐賀市の今後の財政見通し

佐賀市では、今後5年間で155億円の財源不足が見込まれるように、厳しい財政状況が続きますが、新たな予算編成方法を活用して、限られた財源を市の重点施策へ配分する効率的・効果的な予算編成を行うとともに、今後一層の歳入確保や歳出削減を図っていく必要があります。

今回は、平成19年度当初予算から新たに導入した予算方法について説明しましたが、これから数回に分けて、市の財政状況と今後の見通し、主な施策の取り組みについて説明していく予定です。

詳しい内容については、下記まで問い合わせください。
本庁 財政課 ☎40・7040

佐賀市の予算編成の方法が変わりました!

平成19年度当初予算

佐賀市の平成19年度一般会計当初予算が決定しました。昨年度と比べ1.1%増の668億円となりましたが、10月1日の佐賀郡3町との合併に向けた準備経費や、全国高等学校総合体育大会の開催経費、後期高齢者医療関連経費という特殊要因を除くと、0.1%減となりました。

今年度の当初予算では、厳しい財政状況に対応するため、新しい予算編成方法を導入しましたので、説明します。

「一律削減」から「取捨選択による重点配分」へ

市が平成18年度に策定した中期財政計画における今後の見通しでは、平成19年度から23年度までの5年間で約155億円の財源不足（赤字）が見込まれます。

平成19年度予算編成でも、市税や地方交付税等の一般財源（※1）が財政調整基金（※2）を8億円取り崩しても、前年度に比べて約10億円減少する見通しです。また、歳出も団塊世代の退職手当等の人件費や扶助費（※3）、公債費（※4）の増加によって義務的経費が約14億円増加する等、新規施策等に充当する一般財源に余裕がないため、今までのように「あれも、これも」というのではなく、「あれか、これか」という取捨選択が必要となります。

市でも、平成16年度当初予算編成から財源の一律削減による予算編成を導入し、毎年一定割合を削減してきましたが、導入後3年が経過し、この方法も限界にきています。このため、限られた財源を有効活用するため、平成19年度当初予算編成から、取捨選択により予算の重点配分を行う新たな予算編成方法を取り入れることにしました。

【取捨選択が必要になる理由】

- 歳入の見通し
 - ・市税 大幅な増加が見込めない
 - ・地方交付税 三位一体改革で減少傾向にある
- 歳出の増加
 - ・人件費 団塊世代の退職による増加
 - ・扶助費 少子・高齢化に伴う増加
 - ・公債費 新焼却炉建設に伴う借金返済の増加

【財政用語】

- (※1) 一般財源
使い道が特定されず、どんな経費にも使用できる財源
- (※2) 財政調整基金
財源が不足するとき等に不足額を補填するために積み立てている貯金
- (※3) 扶助費
生活保護や少子・高齢化対策等のための経費
- (※4) 公債費
借金返済のための経費

新たな予算編成方法（施策別枠配分予算）の導入

この方法は、新市で策定しました総合計画の確実な実施及び進捗管理を図るための38の施策ごとに、市民ニーズを反映するための市民アンケート、過去の経緯や他都市との比較、担当部署の考え等を考慮した上で、市長、部長等で構成する「経営戦略会議」において施策ごとの優先度評価を行い、重点施策を決定して、この重点施策へ優先的に予算を配分するというものです。（図1）

図1 施策評価のイメージ



Ⅲ 公社の存続について

会社による用地の先行取得は、民間金融機関借入に伴う利息等による長期保有リスクがあり、最近のような地価が横ばいまたは下落時にはそのメリットがなくなってきました。（地価上昇時には用地取得に大きな効果があり、機動的な用地取得と予算に応じた再取得で効率の良い事業展開が図れ、民間金融機関を活用した造成工事ができることなどのメリットがありました。）

また、会社を廃止するためには、会社が保有するすべての土地の整理が必要となりますが、本計画による特定土地の処理は約10年はかかることから、廃止せずに**当面の間存続**することとします。

Ⅳ 公社事務改善について

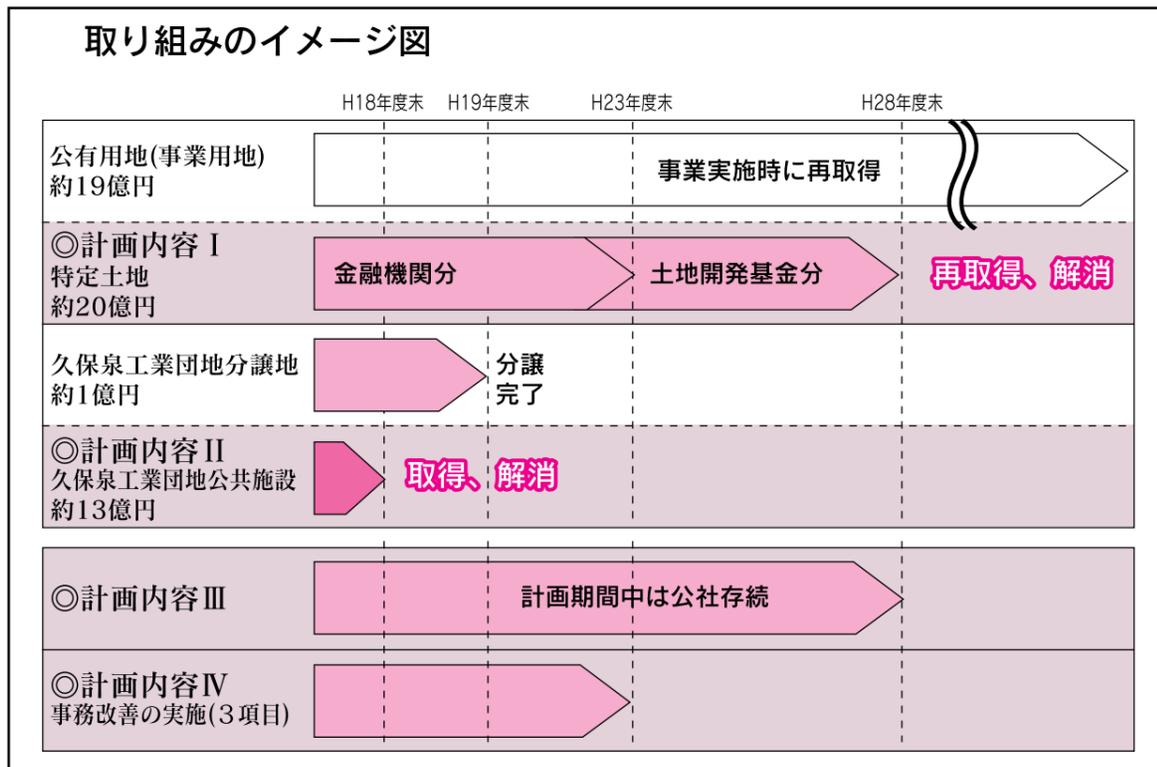
改善計画の確実な推進のために、下記事務改善項目に取り組み、なお一層の公社の収支改善を図ります。

- ・ 公社保有地の有効活用による**収益増**
- ・ 委託費等の見直しによる**管理費等の削減**
- ・ 市職員兼務体制移行による**人件費の削減**

【計画の基本方針】

上記【計画内容】のⅠからⅣを平成18年度末から平成28年度までに実施し、公社の特定土地や金融機関等からの借入金の処理を行います。（イメージは下図のとおり）

また、この改善計画実施期間においては、公社における用地の先行取得は原則行わないこととします。



【計画の検証】

経営改善計画推進委員会を設置し、毎年度経営改善計画の推進状況を検証するとともに、改善計画実行後おおむね5年間を目処に改善計画の見直しを行います。

また、公社の存続についても、改善計画見直し時に再度検証します。

◎問い合わせ 本庁 財政課 ☎40・7041

市による土地開発公社経営改善計画を策定しました

【計画策定の背景】

全国的な傾向として「土地開発公社」に関しては、地価が停滞・下落傾向にある中で、長期保有土地（いわゆる“塩漬け土地”）が自治体の共通の悩みとなっています。

佐賀市においても、事業用地として公社に先行取得を依頼し、公社が取得したものの、その後の様々な状況の変化で、市で買い戻す目的をなくし、長期間そのまま保有している“塩漬け土地”が多く存在し、公社の経営状況の悪化を招く一因となっています。

また、公社が事業主体となり行ってきた「久保泉工業団地事業」も、分譲完了までに、あと一区画を残すところになりましたが、地価が下落し、他の工業団地との誘致が競合するなかで、分譲単価を引き下げたため、分譲を完了しても借入金が残る見込みとなり、この清算も行う必要があります。

そのため、土地開発公社経営改善検討委員会を立ち上げ、公社の経営改善計画を策定しました。

【計画内容】

Ⅰ 特定土地の処理について

情勢の変化などにより事業目的がなくなり、市での買い戻しが見込めない未利用長期保有土地（以下「特定土地」）があります。

この特定土地については、市の損失補償に基づく借入金により保有しており、市の債務となるため、**平成19年度から平成28年度の10年間で、市が再取得することで処理を行います。**

（計画は下表のとおり）

特定土地再取得計画表

■ 佐賀市の再取得
■ 利息の軽減のため、金融機関からの借入10億円を土地開発基金からの借入に変更

（単位：百万円）

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
借入額	金利	①	1.00%	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%
	期首残高	②	1,974	994	803	608	409	207				
	増加(利息額)	③	20	20	16	12	8	4				
	市再取得	④	1,000	211	211	211	211	211				
土地開発基金	期末残高	A =②+③-④	994	803	608	409	207	0				
	期首残高	⑤	50	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	840	630	420
	増加額	⑥	1,000									
	市再取得	⑦							210	210	210	210
計	期末残高	B =⑤+⑥-⑦	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	840	630	420	210	0
	期首残高	②+⑤	2,024	2,044	1,853	1,658	1,460	1,257	1,050	840	630	420
	増加高	③+⑥	1,020	20	16	12	8	4	0	0	0	0
	市再取得	④+⑦	1,000	211	211	211	211	211	210	210	210	210
	期末残高	C =A+B	2,044	1,853	1,658	1,460	1,257	1,050	840	630	420	0

※四捨五入等により、合計等が一致しない場合があります。

Ⅱ 久保泉工業団地事業の清算に関すること

分譲単価を引き下げたことにより、借入金が約13億円残る見込です。そこで、市が公園、緑地、道路などの**公共施設用地を帳簿価格の約13億円で取得することにより清算を行います。**